

8 不審者への対応マニュアル

宇土市立宇土東小学校

1 外部から不審者が校地内や教室内に侵入してきた時

- ① 侵入者に用件を尋ねる。(声をかける。)
- ② 用件に応じて対応する。
→ 事務室・校長室・職員室・保健室等へ案内または行くように指示する。
- ③ 用件がない場合は退室をお願いする。
→ 退室しない場合は近隣の先生へ声をかけ、複数で対応する。
場合によっては警察へ通報する。
- ④ 近くにいた児童をその場から遠ざける。
- ⑤ 侵入者に背を向けず、常に視野内において対応する。

2 外部から不審者が武器を持って教室内に侵入してきた時

- ① 児童へ避難を指示する。(侵入者と反対方向「……へ逃げなさい!」)
- ② 合い言葉で緊急事態を知らせる。(校内の職員と児童だけに知らせる)
- ③ 侵入者を阻止する。(素手では立ち向かわない。)
→ 不審者の身柄を確保するのでなく、児童に危害がおよばないように、警察が来るまでの時を稼ぐこと。
- ④ 警察へ通報する。(電話に一番近い者)
- ⑤ 児童へ避難又は待機を指示し、児童の状態を把握する。
→ 負傷者がいたら、養護教諭へ連絡し応急処置をする。
→ 必要に応じて救急車の出動を要請する。
- ⑥ 関係諸機関等への速報(連絡)をする。
→ 宇土市教育委員会・宇城教育事務所・保護者
- ⑦ 事件の詳細を把握する。
→ 記録の整理(正確に)
- ⑧ 外部への対応をする。(マスコミを含めて)
→ 事実のみを正確に伝える。対応の窓口を一本化する。(校長・教頭)
- ⑨ 事件再発防止のための取り組みをする。(対応の反省・予防策の検討)
- ⑩ 関係機関・保護者等へ詳細な報告をする。
- ⑪ 関係児童及び保護者のアフターケアを行う。

3 学校周辺で情報を入手した時

- ① 情報の入手先と確かさの確認をする。
- ② 警察、教育委員会、近隣学校、保護者(あんしん・安全メール等)へ連絡をする。
- ③ 児童へ変質者に遭った時の対応の指示をする。
 - ・ できるだけその場から離れる。
 - ・ 近くの家や「子ども110番の家」に逃げ込み助けを求める。
 - ・ 大人の人に知らせる。
 - ・ 警察や学校に知らせる。(相手の人相、服装、車種、ナンバー等)
- ④ 職員で校区内のパトロールをする。

《長期にわたると予想される場合》

- ① 計画的に校区内のパトロールをする。
- ② 保護者や地域の方々に監視やパトロールを依頼する。
- ③ 警察、消防、教育委員会、近隣の学校との連携を密にする。
- ④ 児童への指導を継続する。